

第 55 回杉並区自転車等駐車対策協議会

(10 時 01 分)

石森課長

皆様、おはようございます。定刻を少し過ぎましたが、時間となりましたので、第 55 回杉並区自転車等駐車対策協議会を開会いたします。

本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、選挙の関係で当初予定しておりました会場が変更となりまして、手狭となってしまいまして大変申し訳ございません。限られた時間でございますので、どうぞご容赦いただきたいと思います。

私は、昨年の 7 月から交通企画担当課長を拝命いたしております石森と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、資料の確認をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

本日、席上にお配りしてございますのが、次第、それから資料 1 としまして「杉並区自転車等駐車対策協議会委員名簿」。

資料 2 として「座席表」。

資料 3 としまして、「指定管理者制度による利便性の向上について」。

資料 4 としまして、「直営施設におけるデジタル化の取組について」。

資料 5 といたしまして、「杉並区自転車活用推進計画に基づく令和 7 年度の主な取組について」。

参考資料としまして、ピンクの冊子を席上にお配りしてございます。

不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。会議の中でも足りないものがありましたら、その都度おっしゃっていただければ、事務局で対応させていただきます。

それでは、今回初めての方もいらっしゃると思いますので、最初に私から、本協議会の位置づけ、設置目的、構成などについて、簡単ですが説明をさせていただきます。

お配りしておりますピンクの冊子、「令和 6 年度放置自転車対策事業概要」の 42 ページを御覧ください。そちらには、当協議会の設置の根拠となる「杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例」の記載がございます。

この条例の目的としまして、第 1 条に「この条例は、駅周辺等の公共な場所における自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関し必要な事項を定めることにより、交通の安全及び円滑並びに災害時の防災活動の確保を図り、もって区民の良好な生活環境の向上に寄与すること」としてございます。

そして、この条例の中で、45 ページになりますけれども、第6章に「杉並区自転車等駐車対策協議会」、当協議会の章を設けてございまして、こちらに会の設置、組織等の記載がございます。設置目的につきましては、「自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議するため、協議会を置く」こととしてございます。

また、組織については、区民委員8人以内、区議会議員4人以内、学識経験者委員2人以内、鉄道事業者委員4人以内、関係行政機関6人以内としてございます。

以下、会についての定めがございますので、時間のあるときにお目通しいただければと存じます。

続きまして、本協議会の定足数につきましてご報告を申し上げます。本協議会の定足数でございますが、本日は23名の委員のうち14名の委員のご出席をいただいております。先ほどの条例第30条の6に規定の過半数の要件を満たしておりますので、本協議会は有効に成立しているというところでございます。

また、本会議の内容の記録のため、事務局側で録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。

また、議事録の公開に当たりまして、ご発言いただいた委員のお名前を記載させていただきますので、こちらについてもご了承くださいませようお願いいたします。

本日の傍聴でございますけれども、希望される方はございませんので、傍聴者はなしの状況です。

それでは、委員の紹介に移らせていただきます。大変恐縮ではございますけれども、それぞれ自己紹介という形で、委員の方の所属、お名前をおっしゃっていただければと思います。おおむねこちらは委員名簿の順に座っていただいておりますので、小学校PTAからいらしていただいている田中委員から、こちらのほうに回していただくような形でお願いいたします。

田中委員

今年度杉並区立小学校PTA連合協議会の役員を務めております、堀之内小学校の保護者の田中と申します。よろしくお願いいたします。

緋田委員

杉並区立中学校PTA協議会に所属しております、緋田と申します。松ノ木中学のPTA会長をしております。よろしくお願いいたします。

長谷川委員 おはようございます。日頃大変お世話になっております。杉並区商店連合会の長谷川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

山崎委員 おはようございます。杉並区北庚人文化会から参りました山崎でございます。よろしくお願いいたします。

和氣委員 初めまして、日本共産党杉並区議団の和氣みきでございます。よろしくお願いいたします。

横田委員 同じく、杉並区議会議員の横田正直です。よろしくお願いいたします。

猪俣委員 杉並区障害者団体連合会の猪俣恵と申します。いつも自転車を使っております。よろしくお願いいたします。

石森課長 そうしましたら、遠藤委員のほうに、お願いいたします。

遠藤委員 おはようございます。工学院大学建築学部の遠藤と申します。よろしくお願いいたします。

鈴木委員 おはようございます。東海大学の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

松本委員 おはようございます。東日本旅客鉄道株式会社首都圏本部経営戦略ユニットからまいりました松本と申します。よろしくお願いいたします。

金田氏 おはようございます。本日、濁澤の代理で出席となりました、京王電鉄経営企画管理部の金田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

日下部氏 おはようございます。同じく委員の岩澤の代理で出席しております、西武鉄道経営企画管理部駅前整備課の日下部でございます。よろしくお願いいたします。

倉本氏 おはようございます。東京メトロの倉本と申します。廣元の代理で出席いたしました。よろしくお願い致します。

稲垣委員 国交省東京国道事務所の稲垣と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

平井委員 おはようございます。杉並警察署交通課長の平井です。どうぞよろしくお願い致します。

クスモト氏 本日は課長の黒田が所用で来れないため、代理のクスモトが出席させていただいております。どうかよろしくお願いいたします。

柴田委員 おはようございます。荻窪署の交通課長の柴田です。よろしくお願いいたします。

小原委員 おはようございます。杉並消防署警防課長の小原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

石森課長

ありがとうございました。これからどうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、会長の選出に移らせていただきます。条例第 30 条の 4 の規定に「協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める」とあります。これにより座長を選出しまして、会長の選出の議事進行をするわけでございますけれども、僭越ではございますが、事務局で進めさせていただいてよろしいでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、委員の方から、どなたか適任と思われる方がいらっしゃいましたら推薦いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

長谷川委員

日頃大変お世話になっております。杉並区商店会連合会の長谷川と申します。私から一言ご意見させていただいてもよろしいでしょうか。

今回、改選ということでございます。そういった中で、長年にわたって経験豊富な、できれば、遠藤委員をご推薦申し上げたいと思っておりますので、皆様方、いかがでございましょうか。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

石森課長

長谷川委員、ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか、ご推薦につきましては。よろしいですか。

ほかには推薦の方はいらっしゃらないようなので、遠藤委員に、前期と引き続き、当協議会の会長をお願いしたいと思いますけれども、皆様、よろしいでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

石森課長

では、遠藤委員、会長をお願いさせていただいてよろしいですか。ありがとうございます。

それでは、これから先につきましては、遠藤委員に会長として進行をお願いしたいと思います。最初にご挨拶いただきまして、進行していただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

遠藤会長

改めまして、おはようございます。遠藤と申します。

ただいま会長職を引き続き拝命いたしました。微力ながら、前期に引き続き、よりよい協議会の運営に努めてまいります。引き続き、ご指導、ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願いいたします。よろしくお願いいたします。

石森課長

それでは早速ですけれども、職務代理の方のご指名をお願いいたします。

遠藤会長

それでは、前期に引き続き、鈴木委員に職務代理をお願いしたいと思います。皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

遠藤会長
鈴木委員

ありがとうございます。それでは、よろしくお願いいたします。

改めまして、おはようございます。東海大学建築都市学部土木工学科の鈴木と申します。

初めての方もいらっしゃると思うのですが、私は自転車交通の研究を20年ほどやっております、もちろん走るのも大事なのですが、止めるところがないと、なかなかうまくいかないところで、全国で課題は多いところではありますけれども、杉並区さんはいろいろされているので、私も微力ながら協力できたらと思いますので、どうぞ皆さん、よろしくお願いいたします。

遠藤会長

ありがとうございます。

それでは、次第に沿って進めてまいります。本日、1時間半弱ぐらいになりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、2の「報告」(1)、事務局から説明をお願いいたします。

新田係長

おはようございます。自転車駐車場係の新田と申します。本日はよろしくお願いいたします。

本日、全ての案件につきましては、議決をするものではなくて、区からの報告としてご説明させていただければと存じます。

それでは、着座にて失礼いたします。

私からは、次第2の(1)と(2)をまとめて説明させていただきまして、その後に質疑応答の時間を設けさせていただきたいと存じます。

まず、次第2の(1)「指定管理者制度による利便性の向上について」をご説明いたします。お手元の資料3を御覧ください。

昨年5月に開催しました自転車等駐車対策協議会におきましては、指定管理者制度を区内の一部の施設に導入するという内容について、ご報告させていただいておりました。

その後に、7月に指定管理者候補者を公募型プロポーザル方式により募集したところ、3者から応募を頂きました。

学識経験者を含めた選定委員会による書類審査、プレゼンテーション審査を経て、NCD株式会社を選定いたしました。

今回は、その選定された指定管理者のご報告と、その指定管理者による運営になると現在区が運営を行っている駐輪場とどのような内容が変わるのかについてご説明いたします。

まず、指定管理者についてのご報告です。

先ほど選定経過のご説明をさせていただきましたとおり、公募型プロポーザル方式により、NCD株式会社が選定されました。

この会社は、主にパーキングシステム事業を行っている会社になります。

指定管理者制度については12自治体での実績がありまして、23区では、品川区、目黒区、港区、江戸川区、板橋区で既に管理を行っている業者です。区内にも駐輪機器を設置していきまして、公共、民間の駐輪場を合わせて28か所で設置しています。

この事業者が評価された点としましては、選定委員が採点しているため詳細な点はお伝えできなくて大変恐縮ではございますが、主に提案の妥当性において、指定期間開始までの計画性や、キャッシュレス決済や定期のオンライン申請、満空情報の提供などのDXの推進、そして、利用しやすい自転車駐車場の評価項目の評価点が高かったことが挙げられます。

指定期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でありまして、対象となる施設は、高円寺北、南阿佐ヶ谷第一、南阿佐ヶ谷第二、南阿佐ヶ谷第三、南阿佐ヶ谷第四、そして、新高円寺地下の6つの自転車駐車場であり、この6施設を指定管理者が一体的に管理運営を行います。この6施設は放置自転車の問題が顕著な駅周辺地域にある施設であり、キャッシュレス決済などの導入により、駐車場の利便性向上を図りまして、それによって放置自転車の解消を目指していきます。

次に、「指定管理者制度によって変わる主な内容」についてご説明いたします。

資料の以下の4つが大きな変化がある内容となります。

1つ目は「使用料の決済のキャッシュレス化」です。

現金、交通系電子マネー、クレジットタッチによる決済などが可能となり、多様な支払方法に対応いたします。また、今回の指定管理者の提案では、駐輪場内には精算機とは別に壁などに二次元コードを貼りつけて、駐輪ラックの近くで決済できる場内QR読み取り方式が導入されます。

2つ目は「定期利用申請のオンライン化」です。

定期管理システムの導入により、現在、駐輪場の窓口で行っている定期更新・継続・支払いなどの手続のオンライン化をします。

3つ目は「短時間利用の無料化及び無料時間の拡大」です。

一時利用者用に電磁ロック式駐輪ラックを設置することで無料時間の設定が

できるため、1時間無料とします。さらに、高円寺北自転車駐車場の3階や南阿佐ヶ谷第四駐車場では90分の無料時間を設けるとの提案がありまして、買い物客などの短時間利用者に対しての利便性の向上を図ります。

最後に4つ目は「空き情報の提供」です。

空き情報の提供につきましては、現在、荻窪地域の8施設で昨年7月から杉並区産Ma a S「ちかくも」との連携により区で空き情報の提供を行っておりますが、現場管理人が空き台数を現地で数えて「ちかくも」のシステムに入力しているため、1日3回の情報提供しかできていません。しかし、指定管理者制度では駐輪ラックが電磁式のラックになるため、空いている台数を自動的に「ちかくも」に連携することができ、リアルタイムの空き情報を提供することができます。

この荻窪地域での空き情報の提供の取組については、次第2の(2)の「直営施設におけるデジタル化の取組について」で詳しく説明させていただきます。続いて、裏面を御覧ください。

3番目の「放置自転車業務との連携」についてです。

今回、指定管理者制度を導入する高円寺、南阿佐ヶ谷、新高円寺地域は、放置自転車の課題が顕著な地域でもあるため、リアルタイムで駐輪場の空き情報が提供されることにより、駐輪場利用者の利便性向上につながるだけでなく、放置自転車に対して街頭で指導を行っている委託業務においてもこの情報を活用し、放置自転車減少に向けて啓発を進めていきたいと思っております。

最後に4番の「その他」ですが、昨年5月の協議会におきましては、杉並区では23区で一番自転車が乗りやすいまちを目指して、今後の自転車駐車場の在り方や将来的なビジョンをお示しするために、リ・デザイン方針として策定を考えるという内容をご説明させていただきました。今後は、指定管理者制度の効果検証を行い、この検証も踏まえて、リ・デザイン方針策定に向けて整理を行っていく予定です。

続きまして、(2)「直営施設におけるデジタル化の取組について」、ご説明させていただきます。お手元の資料4を御覧ください。

先ほど資料3にて指定管理施設においてはキャッシュレス決済が導入される旨をご説明させていただきましたが、区で管理運営を行っている放置自転車の課題のある荻窪地域の一部の施設でもキャッシュレス決済を導入いたします。

区立自転車場は、使用料が現金払いのため、利用者からはキャッシュレス決

済などのDX化について多くの要望が寄せられておりました。こういった背景に
応えるべく、キャッシュレス決済の導入を検討しまして、1日使用券を購入
できる券売機にキャッシュレス端末を取り付けることにより、交通系ICによ
るキャッシュレス支払いを可能にします。

今年度末までに荻窪南第一自転車駐車場に、来年度には荻窪南第二自転車駐
車場に導入いたします。

今後の展開としましては、引き続き券売機を対象として、キャッシュレス決
済の導入をほかの施設でも展開できるように取組を進めていきます。

次に、「荻窪地域における空き情報の提供」についてご説明いたします。

先ほど資料3の指定管理者制度によって変わる主な内容でも少し触れさせて
いただきましたが、昨年7月24日に、荻窪地域の自転車駐車場で空き情報の
提供を開始いたしました。提供を開始した自転車駐車場につきましては、資料
に記載の8施設になります。

放置自転車の課題のある荻窪地域では、杉並区産Ma a S「ちかくも」の活
用により、区民一人一人のニーズに合わせた移動サービスを提供するため、空
き情報の提供を開始いたしました。これにより、身近な移動手段として自転車
の活用を一層推進していくことを目的としています。

空き情報の提供頻度としましては、満車や、満車解除のタイミングとなるこ
との多い平日の9時、10時、15時の1日3回配信しています。現場管理人が
空き台数を数えて近くのシステムに入力をしているため、現時点では1日3回
の情報提供となっております。

フロアごとに空き情報を表示しておりまして、「満車」「残りわずか」「空き」
の3段階で示しています。

今後の展開としましては、先ほどのキャッシュレス決済の導入と同様に、ほ
かの地域でも展開できるように取組を進めていきます。

空き情報のデータを取得していくことで、今後のリ・デザイン方針策定に向
けた検討材料にしていきたいと考えております。

事務局からの説明は以上になります。

それでは引き続き会長にお願いいたします。

遠藤会長

ご説明ありがとうございました。

では、ただいまご説明いただいた内容に関しまして、ご質問やご意見などご
ざいましたらお願いいたします。

和氣委員。

和氣委員

1つ目は、資料3の短時間利用の無料化及び無料時間の拡大のところなのですけれども、電磁ラック化により1時間無料で、2か所は90分無料ということですが、これはどういう理由なのでしょう。

遠藤会長

では、事務局。

石森課長

事務局からお答えします。

そもそも自転車活用推進計画で、無料時間については拡大していくと位置づけているところでございます。

無料時間については、どうしても電磁ラックがないとできないというところがありますので、今回指定管理者制度を導入するこちらの施設については、電磁ラックを導入することで無料時間を行うというところなんです。

それと、高円寺北の3階については、建物が3階というところで、3階の利用促進というところも含めて、3階部分でほかより長い90分の無料時間を設けるというところと、南阿佐ヶ谷第四につきましては、昔、職員会館があったところにできる新しい自転車駐車場になるのですけれども、こちらについてはパールセンターなどのお買い物客の利用なども視野に入れているというところもありまして、今回90分の無料時間を設定しているというところでございます。

遠藤会長

よろしいでしょうか。

和氣委員

はい。

遠藤会長

ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

猪俣委員。

猪俣委員

便利になっているというのはいいいことなのですが、条件の中で、トラブルが、例えばこういったところと、また、料金の機械などのトラブルだったら、ほとんど多分音声での説明が多いと思うのです。聞こえない人に対する対応ができるかどうかというのを改めて確認させていただきたいと思います。

遠藤会長

ありがとうございます。

では、事務局、お願いします。

石森課長

事務局でございます。

先ほど説明させていただきましたとおり、今回指定管理者に選ばれましたNCDについては、ほかの自治体でも多く指定管理を行っているという経験があ

る事業者でございます。というところでございますので、今、猪俣委員からお話がありました点については、改めて指定管理者、NCDに確認いたしまして、いずれにしても、様々な方が快適に利用できるようにというのが目指すべき姿でございますので、対応していきたいと考えてございます。

猪俣委員

分かりました。ありがとうございます。

遠藤会長

どうもありがとうございます。

今、2名手が挙がりましたが、最初に、横田委員、お願いします。

横田委員

1点目が、今回、このNCD株式会社が評価された、利用しやすい評価項目というお話があったのですけれども、利用しやすいというのは、具体的にはどういう評価のされ方をしたのかという点が1点。

それから、資料4で、キャッシュレス。私は新宿で、自転車で行って止めたりもするのですけれども、キャッシュレスだと110円が100円になったり、安くなったりするのですが、ここはキャッシュレスにすることによって一定の値引きがあったりするものなのですか。

あともう1点が、先ほど無料時間、1時間無料で、高円寺北とか南阿佐ヶ谷四は90分というお話でしたけれども、お買い物をするということを考えるとちょっと短くないかなと思うのです。

例えば、僕は新宿で止めたりもするのですけれども、2時間無料で、その後、8時間とか、何時間で100円とか、そういう料金設定になっていると思うので、その辺り、お買い物ということを考えると1時間というのは、パールセンターとか先ほどお話がありましたけれども、いろいろ回るとちょっと短いのかなという印象を持ちました。

その3点、よろしくお願いします。

石森課長

事務局でございます。

まず、NCDの評価された点ですけれども、こちらにつきましては、区内でも28か所、約8,000台程度の電磁ラックをつけて、既に運営されているところもございまして、そういった意味では区民の方に利用経験があるところも多いだろうということも含めて評価されたと考えてございます。

それと、キャッシュレスに伴う料金の割引ですけれども、現段階におきましては、キャッシュレスに伴って現金と比べて安くするということは考えていない状況です。

それと、無料時間につきましては、現段階ではこのような設定をさせていた

だいてございます。今後の利用状況によって、この辺の無料時間はどのくらいが適正かというところは、NCDは、これまでお話ししていますように、いろいろなところで経験があるところでございますので、最適化というところで、またデータの解析なども含めて、こういった時間設定が適切かというところは考えてまいりたいと思っているところです。

遠藤会長

ありがとうございます。

それでは、小原委員。

小原委員

初歩的なことを確認させてください。初めてなもので。

まず、「ちかくも」は杉並区のLINEに登録して使用する以外の使用方法というのはないということによろしいのでしょうか。

石森課長

「ちかくも」につきましては杉並区産のMa a Sというところで、電子的なシステムになります。そちらにおいて、例えば、バスの運行状況ですとか、バスの時刻表、それだったりとか、さっきお話ししましたように、自転車駐車場の空き情報ですとか、杉並区では荻窪地域でグリーンスローモビリティを運行していますので、その運行状況と、あと「おでかけマップ」ということで地図を表示できるシステムになってございます。

そちらについては、杉並区の公式LINEから登録いただくということになってございます。

小原委員

もう1点。資料4で、荻窪のデジタル化ということで書いてあるのですが、高円寺とか、阿佐ヶ谷とか、こちらの駐輪場に関しては、もうデジタル化されているということによろしいのでしょうか。

石森課長

デジタル化につきまして、キャッシュレス化を含めてというところですが、杉並区としては、こちらについては取組がまだまだ進んでいない状況でございまして、キャッシュレス化が導入されるのが令和7年度、この荻窪南第一自転車駐車場というところが、現在の区営自転車駐車場では初めてになります。

来年度については、先ほど申し上げた指定管理者制度が始まる6か所に加えて、資料4にございます、荻窪南第二自転車駐車場でキャッシュレス化が始まるという状況です。

小原委員

ありがとうございます。以上です。

遠藤会長

ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

和氣委員、お願いします。

和氣委員

資料3の裏の4の「その他」の方針策定に向けての今後なのですが、具体的にタイムテーブルはどのような形で示されてくるのか、ここの協議会とどのような絡みがあって方向性が決まってくるのか、その辺のことを1つ。

あともう1つは、料金についてなのですが、公共料金は子ども料金とかがありますけれども、これは一律なのですが、自転車のこのキャッシュレスで、全部一律という形しかあまり見たことがないので、そういった子ども料金とか、そういったことは考えられたり、協議されたことはあるのでしょうか。

石森課長

まず、リ・デザイン方針につきましては、現段階で具体的なスケジュールは決まっていない状況でございます。今後、区の実行計画などのローリングが来年度予定してございますので、そういった中で計画に位置づけながら、こちらの方針策定については進めていければと考えてございます。

こちらの協議会との関係ですが、当然この方針策定に関しては、節目節目で協議会の意見を聞かせていただきながら、策定を進めさせていただきたいと考えているところでございます。この辺につきましてはまた改めて、詳しいことが決まりましたらお知らせをさせていただければと考えてございます。

それと、子ども料金の設定でございますけれども、現段階では子ども料金を設定するという考えはないところでございます。

先ほどのリ・デザイン方針にも絡みますけれども、今後の自転車駐車場の利用状況、その辺を、どういう方がどういう時間にどのくらいの時間利用されているかというところを分析しながら、場合によって子ども料金の設定というところが必要であればしていくということにはなるかと思っておりますけれども、それは今後、データを分析しながら考えていくということになるかとは思っています。

遠藤会長

ありがとうございます。

では、横田委員、お願いします。

横田委員

先ほど無料時間について質問させていただいたのですが、無料時間の後は、何時間で幾らというのは、はっきりと決まっているのでしょうか。

石森課長

1時間たった後は、その後は、24時間ごとに100円ずつかかっていくというところです。

横田委員

料金としては安い設定という形なのですかね。

石森課長 料金としては、何と比べて高いか安いかというところですけども、24 時間 100 円というのは、ほかの区営の駐輪場と同じような料金です。

横田委員 分かりました。ありがとうございます。

あともう 1 点。「二次元コード決済（場内QR読み取り式）」というのは、私は自転車のかなりヘビーユーザーで、いろいろなところで止めているのですが、あまり経験がないので、もう少しご説明いただきたいと思います。

新田係長 私からご説明させていただきますけれども。

今回、NCD株式会社さんの提案で、こういった場内のQRコードで決済というものがあるのですが、精算機とは別に、場内の壁ですとか柱に貼り付けられるところがあるのですが、そこにQRコードを書いたチラシのようなものを貼らせていただいて、そのQRコードにスマートフォンを近づけて、通常の二次元コードの読取りをしていただければ、そこで決済できるというものになります。

なので、いちいち遠くの精算機に行かなくても、近くのそういうQRコードで決済できるというところで、利便性が向上するというものになっております。

横田委員 事前に登録とかは必要ない感じなのですか。

新田係長 支払いについては、特に必要ないです。

横田委員 分かりました。ありがとうございます。

遠藤会長 ありがとうございます。

そのほかは、いかがでしょうか。

和氣委員。

和氣委員 先ほどの猪俣委員の聞こえない人についての対処について関連するのですが、敷地内でトラブルも含め、例えばいろいろな防犯とか防災、防災はそれほど関わりないと思いますけれども、防犯上、そういったことが敷地内で起こったときの緊急の何か、例えば電車でいうブザーとか、そういうものが設置されているのかどうか。人の姿が見えない報告なので、その辺を関連で聞きたいのと。

それから、リ・デザインの方針のところですけども、先ほど、今後のタイムテーブルのことをお聞きしましたが、その中で利用者データ等の分析ということをおっしゃいました。これは一体どこがやって、それが明らかにされて、発表があって、どういう場で表に出てくるのか、教えてください。

石森課長 防犯につきましては、施設によって防犯カメラが設置されている状況です。

それと、昼間の時間になりますけれども係員が常駐しているところもございますし、あとは適宜見回りをしているという施設もございます。そういった中で対応できるというところで考えている状況です。

ただ、委員からお話のあった、防犯ブザーというところは、現段階では考えていないというところでございます。

それと、リ・デザインのデータの分析ですけれども、こちらについては、この指定管理者制度の利用状況におけるデータの分析というところで考えてございますので、NCD、こちらの事業者とともに考えていくものと考えてございます。

鈴木職務代理 資料3の指定管理者が入ったことでの、放置自転車業務との連携です。裏のほうに書いてあったことなのですけれども、これは具体的には、駐輪場の空き情報を教えて、空いているからこっちに止めてねという意味で、それ以上の何か情報を活用できるということなのではないでしょうか。どちらなのか教えてください。

石森課長 今、鈴木先生がおっしゃったところになります。

空き情報がリアルタイムで確認できるようになりますので、今こちらの駐輪場が空いていますよというところをご案内して、放置を減らしていくと考えているところでございます。

鈴木職務代理 分かりました。ありがとうございます。

遠藤会長 ありがとうございます。

そのほか、よろしいでしょうか。

全体像が分かるといいかなと思いつつ、ずっと話を聞いていたのですが、NCD株式会社は指定管理以外に、通常の民間がやっているような駐輪場に、この電磁ラックなどを導入しているところが28か所あって、今回、区の運営している部分の一部を6か所、指定管理という形で、新しく引き受けて駐輪場の管理をするようになったということが、まずこの1つですよね。

それから、荻窪南第一、第二は、区が運営し続けるのだけれども、新しくこのキャッシュレス端末を1日使用券用に入れて、これはさっきの話とは別の運営の話ですよね。

ちょっと知りたいのは、この荻窪南第一、第二は、一応管理人がいるままで、1日使用券に該当する部分をキャッシュレス化して、そのほかキャッシュレス化になっていない部分も残っているのかどうかということ。

あと、NCDが入って指定管理するのは、基本は無人になっていくという理

解でいいのか。

そういったやり方が、過渡期なので2つのやり方が入っていくわけなわけなんですけれども、さっきのリ・デザイン方針というものをつくっていく中で、大きくはこの指定管理のような方式を大々的に導入していくような方向性で、今回、まず6件、試験的に導入しているという考え方で、この6件の先をどうやっていくのかという部分は、リ・デザイン方針をつくるタイミングで改めて考えていくということなのか。その前に、随時、1件、2件と増えていく感じで考えていいのか、その大きな、指定管理を入れることで、この駐輪や違法駐輪対策を含めて、どのように大きく戦略的にこれを進めていこうとしているのかという、それが2点目です。

その、大きく2点を教えていただけますでしょうか。現状、新しくシステムを入れて、それがどうなっているのかということと、大きな戦略です。

石森課長

まず、荻窪南第一、第二につきましては、キャッシュレスは導入しますけれども、現金でのやり取りもあるというところでございます。こちらについては、委託の職員になりますけれども、職員がいるという施設です。

それと、指定管理を導入する6か所ですけれども、こちらにつきましては、NCDの職員がいる場所と巡回で随時利用状況を確認する場所というところで、差をつけている状況でございます。

今後の指定管理制度を含めた展開につきましては、まずはこの指定管理者制度につきましては、会長からお話がありましたように、今回区としては初めてということもあり、この地域でモデル的に導入しているというところもございまして、そういった意味ではこの指定管理者制度が区の自転車行政にどのような貢献をもたらすのかというところは検証しながら考えていく必要があると考えてございます。

1か所、2か所増やしていくというところではなくて、初めにモデル的に導入したこの場所の検証をしながら、最終的にどうするかとはっきり決まったところではないですけれども、リ・デザイン方針の策定を含めて、今後の自転車駐車場の在り方というのを決めていければと考えているところでございます。

遠藤会長

分かりました。ありがとうございます。

そうすると、当初5年間のこの試験的な導入と、その検証作業というのがとても大事になっていくのかなと思いますので、そこは区もしっかりとサポートをして進めていってほしいと思います。

あと、今回導入する6か所は全部無人ではなくて、どこかにNCDの人がいるので、何かトラブルがあったときは結構早く対応はしてもらえそうだという印象ですね。分かりました。ありがとうございます。

そのほか、よろしかったでしょうか。

和氣委員。

和氣委員

今の総括を聞いていて、モデル的に導入していくと、そういうときに、モデル的導入でも、どういうところを目指していくかというテーマが、今日初めてなので全然見えてこないのが漠然としていて、杉並区が自転車に対していい方向に進めていくというものは漠然とありますけれども、この指定管理者制度を導入して利便性の向上を図ることによって、どういうものをつくり上げていくかという、そのテーマが明らかになっていかないと方向性としては何を目指して、利便性について語っていけばいいのかというところが、とても難しいのですけれども、皆さんと協議したりする際には必要なのではないかなと思いました。

遠藤会長

ありがとうございます。ご意見ということで、事務局、よろしくお願いします。

それでは、もう1件報告事項がありますので、先に進ませていただきます。

2の(3)です。こちらの説明をお願いします。

石森課長

資料5を御覧ください。こちらにつきましては、杉並区自転車活用推進計画に基づく今年度の主な取組をご紹介します。

まず1つ目「区独自のドライバー向け路面標示の実証実験」です。

こちらにつきましては、車の運転者に対しまして、自転車のそばを進行する際に十分な間隔の確保をしていただく。それと、安全な速度による通行を促すというところで、東海大学さんと協力して、道路上に区独自でデザインした路面標示を設置しまして、その効果を検証する実証実験を令和7年、昨年の10月に行ったところでございます。

こちらについては、カーブミラーなどにセンサー機器を設置しまして、路面標示の前後を通り抜ける車の通行の状況を確認しているというところでございます。

この場でデータの紹介をできればよかったのですが、まだデータの解析中でありまして、年度内には一定の結論を見る予定になってございます。こちらにつきましては、また改めてご紹介させていただければと考えてござい

ます。

路面標示を設置した場所ですけれども、2か所設置してございまして、1つは神明通り、1つは永福北口商店街通りとなっております。どちらも一方通行の道になっていまして、車両だったりとか、自転車の通行は一定程度あるというところを選出したものでございます。

2つ目は「自転車安全利用講習会」です。

今年の4月1日から青切符が導入されるというところを受けまして、警察さんと協力して、自転車安全講習会を実施してございます。

今のところ全部で4回予定してございまして、1月18日に2回行ったところでございます。こちらについては定員を大きく上回る応募がございましたので、会場を大きい会場に移しまして、なるべく多くの方の受講いただいたところでございます。

1月18日に行ったものについては、約140名の方に受講いただきました。

続いて、裏面を御覧いただきまして、「区職員による自転車の業務利用の拡大」というところです。

こちらについては、過度な車への依存からの脱却というところで、カーゴバイク（荷台付き電動アシスト3輪自転車）について、区の職員が業務利用で使っていくというところでございます。こちらは昨年度、令和6年度から取組を行っているものでございまして、今年度も引き続き、こちらの試行を行っているところです。

併せまして、区民の方へのPRというところで、モビリティウィークですとか、すぎフェスでも展示をしたり、掲示をしたりというところで、周知を図っているところでございます。

最後に「区内のシェアサイクルポートの現状」というところで、時期と総数、公有地に設置されているもの、民有地に設置されているものというところで、一覧をつけてございます。

総数については着実に伸びている状況でございまして、こちらについては、ループ、ドコモ、ハローサイクリングの3社についてのものとなっております。

説明については以上になります。

遠藤会長

どうもありがとうございました。

それでは、ご質問やご意見などありましたらお願いいたします。

猪俣委員、お願いします。

猪俣委員

今気がついたのですが、私、ふだんは、東荻窪と西荻窪などで自転車を使っています。時々、自転車が壊れかかっているというか、要らない自転車などが放置されている、そのままになっているのを見かけることが多いのです。それは、最終的にはどういう方法で解決されているのか、すごく気になっております。

例えば、100 円で払う前に、放置しておいたままのもの。きちんと払っているけれども、時間がかかっているものなど、そのまま行ってしまえばいいという人もいるかと思います。

その自転車は、防犯登録で、シールがついてあるので、利用者のシールがあるので、警察署などと結びつけられるのかどうか、その辺が不明なのですが。そういう置きっぱなしの自転車、最後にはどういう方法で処理されているのか。または、どこで処分しているのか、その辺を知りたいと思っております。

石森課長

まず、道路上に放置されている自転車につきましては、放置禁止区域とそうでないところとの2つに分かれてはいるのですが、基本的に委託事業者などが見回って、札つけを行って、一定期間それが放置されたままというところであれば、区で撤去している状況でございます。

次は、自転車駐車場の中で長期にわたって放置されているものでございますけれども、こちらについては当然利用時間に応じた料金を徴収しないといけませんので、札つけなどを行いながら、どの程度放置されているか、その駐車場に置きっ放しになっているかというところを把握しているような状況です。最終的に、その自転車の引き取り手がないという場合については、こちらもさっきの放置自転車と同じように、最終的には区で撤去しているというような状況です。

猪俣委員

分かりました。

遠藤会長

ありがとうございます。

そのほかは、いかがでしょうか。

和氣委員。

和氣委員

資料5の路面標示の実証実験のところなのですが、この区独自の路面標示の神明通りと永福北で、これここだけではないですけれども、取りあえずここでやってみたということなのではいしょうけれども。我々、業務上、横田委員も含めて、自転車は毎日乗っていて、私も神明通りは1日に何回も何回も通る

のです。どこでも見るこの路面標示が、皆さんはどうか分かりませんが、乗っている私からすると、とても身を守ってもらえるものとしては、非常にあまりそれを感じなくて。

ここの通りは、特にたまたま神明通り、一部バスも通りますし、あと、自動車は自転車がいれば、確実とまでは言いませんけれども、かなりクラクションを鳴らされるということで、最初に、一行目に書いてある「自転車の側方を進行する際に十分な間隔の確保や安全な速度による通行を促す」とはなかなかならないというか、なりにくい。

もう1つ、ほかの場所で、こういうマークの表示よりも、色で全体的に自転車が通れるレーンを引いているところがありますけれども、自転車から乗る者としては、それが非常に身の安全を確保されているようで安心はするのですけれども、自動車側からは、一体これはちゃんと見えているのかどうか、私は運転しないものですから、自転車に乗る立場からしか言えないのですけれども。

あと、この表示をつけている場面に、1回、青梅街道沿いに、真夏に見えたのですけれども、非常にアナログなやり方を今やっているのだなと。型の抜いた枠に、白いペンキを1つずつペタペタペタペタ間隔をやっていると。あれも非常に大変な作業で、それが功を奏すればいいのですけれども、今みたいに自転車を乗っている側からすると、これだったらほかにもっと分かりやすいものがないのかなと、常日頃から思っていました。その辺はどういう議論がされているのかを確認したいのと。

もう1点だけ。カーゴバイクについて、区職員の業務利用の拡大ということですが、私は初めて知りまして申し訳ありません。今後、これがどういう形で発展していくのか教えてください。

石森課長

まず、路面標示ですが、確かに委員おっしゃったように、自転車に乗っていると車が横を通るのが怖いというところはあるかと思います。そういったところを自転車側、それから、車側から、それぞれからそれぞれに配慮できるようにというところで何かできないかということを出発点として、今回実証実験ということでこのような取組をさせていただきました。

あくまでも実証実験というところですので、これが正解とは考えてございません。今後、大学とも協力しながら、こういった表示の仕方が適切なのかというところを含めて考えていく必要があるかと思っていますのでございます。

それと、カーゴバイクにつきまして、今後の展開ですが、本格導入に

向けた検討を進めていきますと資料には書かせていただいております。カーゴバイク自体につきましては、まだ発展途上にあるというところでございます。こちらメーカーとも協力しながら、試験的には区に導入しているところがございますけれども、その辺の状況なども踏まえながら、それと、職員の利用状況なども踏まえながら、本格導入ということに向けては進めていきたいと、所管としては考えているところがございます。

遠藤会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

そのほか、いかがでしょうか。

鈴木職務代理

ご説明ありがとうございます。

ドライバー向けの路面標示の実証実験については、私も協力させていただいているところなのですが、もともとが、2026 年、今年4月に道路交通法が改正されて、車は自転車を追い越すときに距離を取らないといけないということになりますので、それを皆さんに伝えるというのが目的ということで、今後はルールになるのですけれども、誰も知らないというか、ほとんど知らない人が多いということで、こういったことをやっていただいているということになるのですが。

そもそも、先ほどご意見があったように、これは非常に意見が分かれるところで、まだ正解がないというところではあるのですが、自転車側が色が塗ってある、レーンのように帯で色が塗ってあるほうが安心感があるというのはよく言われていることで、ただその場合、車側も安心してしまうという問題が一応指摘はされていまして、車は「ここから出てこないだろう」と、安心して走ってしまっ、いざ出てきたときに危ないということが指摘されているので、今こうもやっとならせているのは、「自転車は出てくるかもしれませんよ、車側も気をつけてくださいね」という意味合いがあるとも言われているところがあります。そういった狙いもあるとは言われているので、ここが本当に区分けしていいのか、しないで緊張感を持たせたほうがいいのかというのは、結構意見が分かれるところで、現状はこういった形になっていると。

本当は、幅広く取ればはみ出ることはないのでも安心なのですが、どうしても狭い道路だとどちらかになってしまうというところが難しいところという中で、実験をされていると。ほかの地域でも、色のレーンではなくて、こういったピクトグラムというのでやっているというのが現状になっています。

先ほど杉並区さんのお話もあったように、なかなかこれが正解というのがま

だ出ていない状況ではありますけれども、検討しているということかなと思います。

以上です。

遠藤会長

ありがとうございます。

区のほうは、特によろしかったですか。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

私から聞いてもいいですか。2つあって、1つは、4番目のシェアサイクルポートなのですが、順調に総数が伸びてきていて、これ自体はいいなと思います。これは、例えば、止められる台数のキャパといいますか、そういう台数とか、あるいは、実際にシェアサイクルの稼働台数みたいな、そういうものは分かたりするのかどうかというのがまず1点です。

それから、今回この(3)の資料というのは、自転車活用推進計画の中での主な取組ということで、活用推進計画の全体はちょっと覚えていないのですが、活用推進計画は、例えば放置自転車対策とか、あとは走行空間を増やすみたいな話とか、計画の中である程度、単年度ではないとは思うのですけれども、うたっている内容で何か進展が見られたようなこととか、あるいはこの辺に今後注力していきたいとか、ここの4項目以外で何か共有できるようなことがもしあればお聞かせいただきたいという2点、お願いできますか。

石森課長

シェアサイクルの台数とその利用率については、今、手元に資料がないのですが、いずれにしても、事業者が全部把握しているとは思いますので、さらにデータについては求めていきたいと考えてございます。

それと、活用推進計画のこのほかの取組というところでございますが、今具体的に動いているものとして紹介をさせていただきました。ほかについても全く動いていないというところではないのですけれども、例えば先ほどの指定管理者制度の導入というところでしたりとか、それに伴う無料時間の拡大も自転車活用推進計画には記載されている状況にはなっております。

いずれにしろ自転車に関する事業については、基本的にこの自転車活用推進計画に基づいて推進しているというところでご理解いただければと考えてございます。

遠藤会長

分かりました。ありがとうございます。

そのほか、よろしいでしょうかね。

若干時間的には早いところですが、報告事項は以上3点ということになります。

す。もし何か後でお気づきの点とかがありましたら、区役所に個別にご連絡いただくということで、何かあればお願いいたします。

それでは、3「閉会」ですが、事務局から連絡事項は何かございますか。

石森課長

繰り返しになりますが、お配りしたピンクの冊子につきましては、放置自転車の事業概要が記載されているものになってございますので、必要に応じて御覧いただければと思います。ちなみに、こちらについては区のホームページにも掲載してございますので、そちらも活用いただけるとありがたいです。

次回の協議会につきましては、来年度になりますけれども、まだ開催時期については未定となっております。時期が決まりましたら改めてお知らせをさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

遠藤会長

ありがとうございます。

それでは、これで第55回杉並区自転車等駐車対策協議会を閉会いたします。皆さん、どうもありがとうございました。

—— 了 —— (11時7分)